

ホールドポイント再整理にあたり、先ず「各工程で要求される機能に対する検査の実施」を考慮したホールドポイントの設定方法について検討を行い、その設定方法を基にホールドポイントの再整理を実施した。

なお再整理については「CR引抜前までに行う検査」「工事完了前までに行う検査」に分類されている検査を対象に実施した。

【ホールドポイントの設定方法】

ホールドポイントまでに必要な設備の検査が確実に完了するように以下(1)～(3)の観点により該当する時期を確認し、その内、最も早い時期をホールドポイントとして設定する。

また、同一要領書内で複数設備が存在し、且つ該当する時期が異なる場合は必要に応じて設備毎に判断する。

(1) 当該設備の機能が要求される時期

保安規定等から当該設備の機能が必要となる時期を確認する。

- ・燃料装荷や起動等に関わらず常時機能を要求される設備については基本的に「FL前」の設定とする。
但し、特別な理由があり且つFL以降の検査をした場合においても原子炉安全上問題ない場合この限りではない。

(2) 「プロセス等に基づく分類」における実施可能期間の期末時期

検査内容等を参考に「プロセス等に基づく分類」を設定し、実施可能期間の期末時期を確認する。

- ・「臨界反応操作を開始できる段階の検査」は燃料装荷～CR引抜までの期間でなければ実施できない設備のみ設定可能であるため注意する。

(3) 二号の検査（機能・性能検査）の設定時期

一号、三号検査については当該設備の二号検査の設定時期を確認する。

- ・計装品や付属設備については本体設備（系統）の二号検査の設定時期も確認する。

【ホールドポイント再整理の結果】

7号機使用前事業者検査のホールドポイント再整理の結果は以下のとおり。

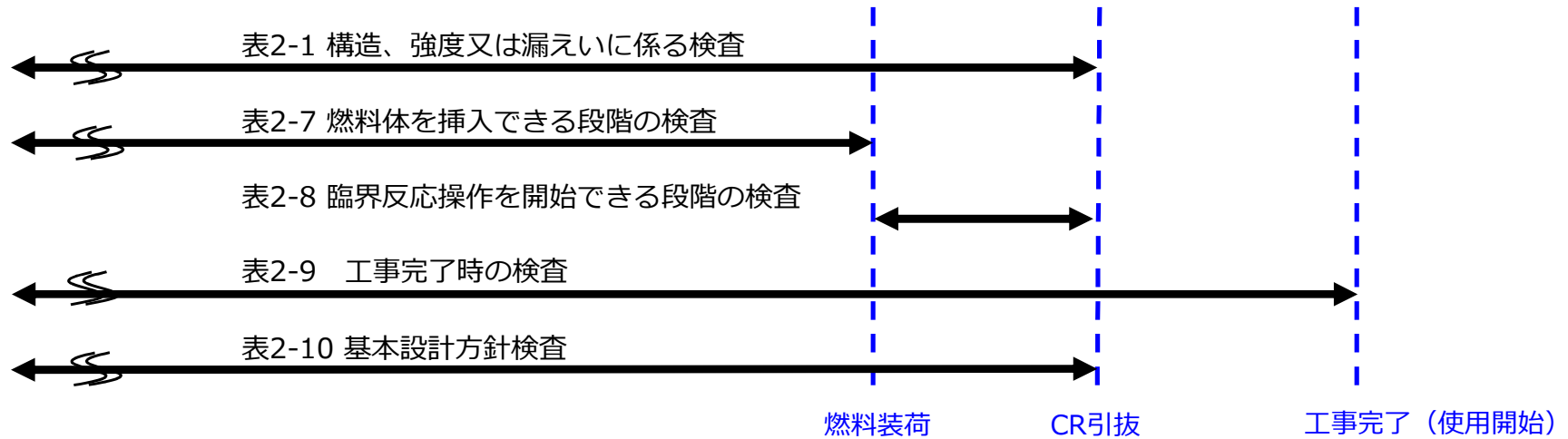
	整理前	整理後	備考
① 燃料装荷前に行う検査	400件※	438件	・ ②の再整理により 38件増
② C R引抜前までに行う検査	46件	17件	・ ①へ再整理により 38件減 ・ ③の再整理により 6件増 ・ 要領書分割により②にて 3件増
③ 工事完了前までに行う検査	9件	3件	・ ②へ再整理により 6件減
合計	455件※	458件	・ 要領書分割により②にて 3件増

(2023年8月4日時点のデータ)

※ 2023年6月30日以降、「燃料装荷前に行う検査」において使用前事業者検査が3件追加となったことに伴い、2023年6月30日時点の件数から3件増となっている。

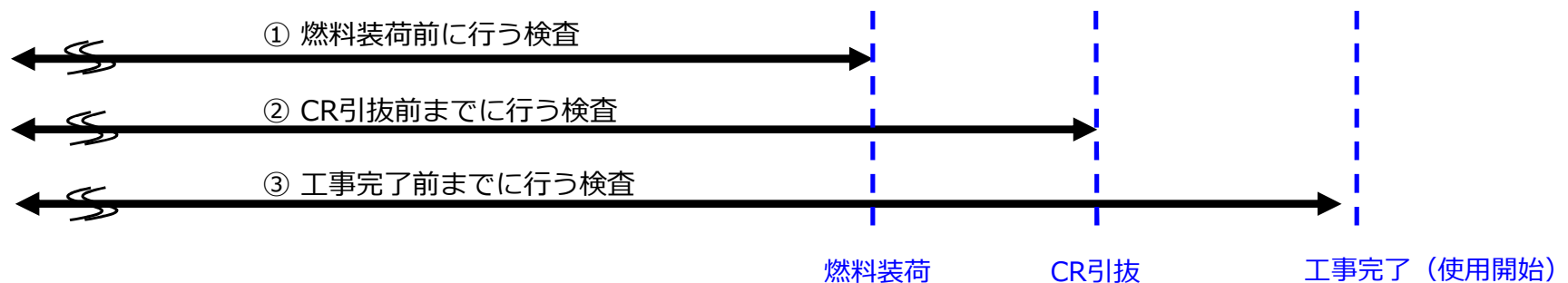
今後、生じる使用前事業者検査についても、ホールドポイント設定方法に則り、ホールドポイントを設定する。

使事検は要領書事に工認や使用前確認申請と同様に「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づいた以下のプロセス等に基づく分類を紐づけしている（今回の議論と関係のない検査については省略）。



プロセスによる分類と実施時期関連イメージ図

プロセス等に基づく分類では 表2-1,表2-9,表2-10 に該当する要領書について、各々の完了すべき時期が判別できないため、当該分類とは別に以下のホールドポイントに基づく分類を定めて紐づけしている。



ホールドポイントによる分類と実施時期関連イメージ図